

〔事案 2024-361〕 損害賠償請求

・令和 8 年 4 月 9 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険会社担当者の不法行為を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 8 月に学資保険（契約①）、平成 9 年 6 月に個人年金保険（契約②）と定期保険（契約③）、平成 10 年 7 月に終身保険（契約④）、平成 12 年 8 月に終身保険（契約⑤）が締結したが、担当者（配偶者の姉）が、自分に無断で、契約①ないし⑤について契約者貸付を受け、また、契約②ないし⑤については、自分に無断で減額・解約・転換の手続きを行い、さらに、契約①にかかる満期保険金等を保険会社から受領したため、契約①について、契約者貸付に充当されて受領できなかった学資金や、担当者が受領した満期保険金等の額の支払を、契約②ないし⑤について、契約者貸付に充当された額の支払を求める。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①に関し、A T Mを利用した契約者貸付と、請求書による契約者貸付が行われているが、担当者は、A T Mを利用した契約者貸付には、一切関与していない。また、担当者は、請求書による契約者貸付につき、申立人の配偶者から頼まれて請求書を代筆しているが、申立人の配偶者の依頼であることから、申立人の承諾があるか、事後に承諾を取るものと考えていた。請求書による契約者貸付を利用した際の貸付金は、申立人名義の銀行預金口座に振り込まれており、担当者が貸付金を受領した事実はない。
- (2) 契約①の満期保険金等請求書および委任状は申立人の配偶者の依頼にもとづいて担当者が記載したが、申立人の配偶者の依頼であることから、申立人の承諾があるか、事後に承諾を取るものと考えていた。金融機関の払戻請求書は担当者が作成したものではなく、当社から申立人名義の預金口座に支払われたお金を引き出した事実はない。
- (3) 契約②④⑤の契約者貸付は、全て A T Mで行われており、担当者は、これらの貸付には一切関与していない。担当者は、A T Mを利用した契約者貸付を受けるために必要な申立人名義のカードを預かったことはなく、暗証番号も知らないので、A T Mでの貸付けを受けることは不可能である。
- (4) 契約③の契約者貸付は、請求書により行われ、担当者は、申立人の配偶者から頼まれて請求書を代筆しているが、申立人の承諾があるか、事後に承諾をとるものと考えていた。
- (5) 請求書での契約者貸付について、当社に提出された請求書には、申立人の氏名の署名があるほか、申立人の届出印が押印されている。また振込先口座は申立人名義の口座や同居の配偶者名義の口座が指定されており、この点にも不審な点はない。これらの事情からすると、当社所管部門が、提出された請求書が正当権利者により作成されたものであると考えることは無理もないことであり、当社は無過失で契約者貸付金の支払いをしたものといえる。そのため、改正前民法 478 条（債権の準占有者に対する弁済）により、当社の行った契約者貸付金の支払いは有効なものと扱われる。
- (6) 契約②、③の解約および契約④、⑤の転換は、いずれも、申立人の意思により行われたものである。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の事情等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が主張する保険会社担当者の不法行為が成立するかについて判断をするためには、ＡＴＭで契約者貸付を受けたのが誰か、各請求書の作成や各請求書にかかる手続をしたのが誰か、口座からお金を引き出したのが誰か、申立人の配偶者の関与等について事実を明らかにすることが必要となる。
- (2) 本件について適切な判断をするためには、必要に応じて筆跡鑑定・文書送付嘱託・文書提出命令等の手続を行うことができ、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、保険会社当事者の反対尋問権が保障される裁判手続（訴訟）における申立人、担当者および申立人配偶者等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきである。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会には、筆跡鑑定・文書送付嘱託・文書提出命令等の手続や上記のような保険会社当事者の反対尋問権が保障される尋問手続等を実施することはできないこと等から、当裁定審査会の手続において、上記の点について明らかにし、適切な判断をすることは困難であると言わざるを得ない。